

(20 )

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

平成25年7月14日（日）

縄文から律令時代までの日本古代史

真の古代史を多くの方々、とりわけ若い世代の人たちに理解してもらうことをねらいとして講座を開設した。

(1) 中学生・高校生

感 想	年令
・教科書にでてくる歴史とはまったくちがったのでおもしろかったです。	13
・今日は縄文時代のことについて学びました。中学までは少ししか学ばませんでした、奥深い話が聞けてよかったです。	15
・縄文時代が14000年以上続いたことを知って驚いた。 ・縄文時代に九州南方海中の鬼界カルデラの大爆発があったことを、今日はじめて知った。そして、縄文人の人達は、日本列島の西半分で生活できなくなったため太平洋を渡ったことを知った。 ・土器でも、日本の土器と同じものが海外にあるという事を知って、びっくりした。海外の土器の事、縄文人の太平洋を渡ったこと、鬼界カルデラの大爆発など、はじめての事をたくさん知った。 ・縄文時代は、小・中・高と習ってきたのに、「知らない事がまだあったのか！」と思う事があって、自分でもびっくりした。	16

<ul style="list-style-type: none"> <li>この縄文から律令時代までは高校2年の1学期で習ったところの話がくわしく聞けてよかったです。</li> <li>このサマーセミナーが中間テストと期末テストのどちらかに習っていたらテストの点数がよかったんだろうと思いました。ですが、とてもよい話を聞けてよかったと思った。</li> <li>今に帰って夏休みの宿題を丁寧にまとめて、先生により評価がもらえるようにきれいにまとめます！</li> <li>今日は、わかりやすく教えていただきありがとうございました！！</li> </ul>	16
<ul style="list-style-type: none"> <li>普段、学校では教えてもらわない事を沢山知れて面白かったです。私達は今学校の授業で日本史をやっていますが、内容は同じだけど観点が違うので、「分かる分かる！」と思う所や、「そうなんだ」など、私の頭にある日本史の事と、知らなかった事を合わせながら、もう一度縄文時代からの日本の歴史を知る事が出来、より理解できました。</li> <li>この授業で学んだ事を生かし、レポートにはげみたいと思います。</li> </ul>	16
<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史についていろいろ知って過去からすごい変化をとげていることが、話をきいてわかった。</li> <li>また、学校の授業では深くやらなかった縄文時代の話や、歴史は深いなあって改めて思いました。</li> </ul>	17
<ul style="list-style-type: none"> <li>縄文人はすごかったんだと知った。講座を受けて今まで知らなかったことをたくさん知ることができてよかったです。地球上最初に土器を造り使用したのが、日本列島の中の縄文人だったということを知りおどろきました。</li> </ul>	17
計 7名	

(2) 一般

感	想	年令
<ul style="list-style-type: none"> <li>古田史学は昔から知っています。</li> <li>各国の歴史書を年代で比較して検証することで、史書の相違点を抽出して疑問を解決する手法は、全ての歴史分析に通じると思います。</li> </ul>		—
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校時代の歴史はつまらなかったですが、大人になって小説や文献からひもとく歴史は大変興味深いです。</li> <li>昔のゼミの発表会のようになつかしかったです。ありがとうございました。</li> </ul>		—
<ul style="list-style-type: none"> <li>視点により色々な見方があり参考になった。</li> </ul>		76
<ul style="list-style-type: none"> <li>大変参考になり、又多くの資料ありがとうございます。</li> <li>高天原が出雲とは面白いですね。インターネットでよく考えてみます。私は朝鮮半島だと今まで思っていました。</li> <li>倭国と倭国の関係→一度研究してみたいですね。</li> <li>倭国と日本国の見方が邪馬台国の話にも通じるかも知れませんね。</li> </ul>		—

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大変わかりやすく説明して頂き有難う御座いました。</li> <li>・「縄文人も太平洋を横断した。」の講義では、古代人の活動域が広く、現在では不可能と思われる事を実行した能力の高さを感じた。</li> <li>・「日本の原郷 高天原はどこか」の講義は、始めてお聞きした研究で、大変目新しさ感じました。有り難う御座いました。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私がおどろいたことは、私たちの祖先である縄文人がはるか南のエクアドルまでイカダで渡ったことです。縄文人はすごいなと思いました。エクアドルと日本がつながっていると感じました。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海を渡ってエクアドルへ行ったとするなら、中間のポリネシア、インドネシア、フィリピンで縄文土器やカメカンが出ていないのだろうか。</li> </ul>	6 6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文人の生態は、博物館・遺跡に行っても具体性ある展示がない。</li> <li>・例えば、土器を1セット焼くのに必要な資材と調達先、調達に必要な延人工数など。これが分かれば1集落当たりの人口や、定住可能期間も推定できそう。</li> <li>・古事記、日本書紀は古代史の証拠書類といえないように思う。事実の記載が少ない。昔話と同じ扱いで紙芝居の材料くらいに考えておくようなものと思った。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大変難しかったです、良く分かりました。</li> </ul>	6 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文人が太平洋に渡った動機について、もう少し詳しく（火山の爆発等）説明して欲しかった。</li> <li>・「聖徳太子の謎」のスライドショーを用いた説明は良く理解できた。</li> </ul>	—
計 10名	

「東海の古代」155号（平成25年7月）に引き続いて掲載します。

『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』の「元興寺丈六光銘」には

丈六光銘曰 天皇名廣庭 ……  
 歳次戊辰 大隋國 使主鴻臚寺掌客裴世清  
 使副尚書祠部主事遍光高等 來奉之 ……

（『大日本仏教全書』118巻、144頁）

と記述されている。戊辰年（大業4年、推古16年、608年）に大隋國の使者鴻臚寺掌客裴世清等が日本に来たとしている。『日本書紀』では唐から、『隋書』倭国伝では隋からとしているので検証した。文言を整理すると

歳次戊辰 大隋國 使主 鴻臚寺 掌客 裴世清

## 『隋書』倭国伝と「遣隋使」(2)

瀬戸市 林 伸禧

使副 尚書祠部 主事 遍光高

等 來奉之

となる。職官等を『隋書』、『旧唐書』、『新唐書』、『唐六典』から確認(別表「隋及び唐に於ける『文林郎・鴻臚寺掌客』等」)したところ、次のようであった。

① 組織

・「鴻臚寺」は、「隋・唐」共に存在する。

② 官職

・「文林郎、掌客、主事」は、「隋・唐」共にある。なお、『隋書』では、主事について「**主事、領主事、主事令史、主事員、主事守舍人**」と記述されている。

・唐では「**尚書祠部**」としているが、隋では「**祠部尚書、祠部**」である。

③ 位階

・隋：文林郎＝從八品。 掌客・主事＝不明(記載されていない。)

・唐：文林郎＝從九品上。 掌客＝正九品上。 主事＝從第八品下～從九品下。

④ 使主の掌客裴世清が正九品上であれば、使副の主事遍光高は正九品上以下である。

これらから、裴世清は、隋ではなく唐から派遣された使者で、『日本書紀』推古紀に沿った文言に訂正したと思われる。すなわち、先の項目「  
」で述べたように12年繰り上げたものである。正しくは

歳次庚辰 大唐國 使主 鴻臚寺 掌客 裴世清  
使副 尚書祠部 主事 遍光高

等 來奉之

であると思う。

また、古田武彦氏が『古代は輝いていた』Ⅲで述べている

なぜなら、この仏像が造られたとき、その光背に刻されていた銘文に非ず、この元興寺に安坐させられてあと、新たに刻入された文面なのである。すなわち、ここには、

(α)原光背銘一廃棄

(β)新作光背銘一右に代えてつけ替えという変転がうかがわれるのである。

(『古代は輝いていた』Ⅲ、215頁)

の論考に賛成するものである。

「東海の古代」156号(平成25年8月)に引き続いて、「七支刀と『こうやの宮』の人形の考察」を掲載します。

「東海の古代」154号

「東海の古代」155号

「東海の古代」156号

名古屋市 石田敬一

七支刀の年号が「泰始」であったとしても、それが、すなわち西晋の「泰始」であるかどうかは、別の問題です。

宋の年号にも「泰始」があります。

書紀編者は、「泰始」を西晋の年号に想定しました。それは『古事記』の記述にあるように、百済国王の照古王(肖古王)が雌雄の馬を貢上したときに横刀と大鏡もまた貢上してきたとする伝承があったからだだと思います。

亦百濟國主照古王 以牡馬壹疋牝馬壹疋 付阿知吉師以貢上 此阿知吉師者阿直史等之祖 亦貢上横刀及大鏡 (『古事記』 応神記)

また、百済国主の照古王は、牡馬一匹、雌馬一匹を阿知吉師につけ献上す。此阿知吉師は阿直史等の祖。また横刀及び大鏡を貢上す。

書紀編者は、応神記にある照古王と横刀のこの記事と同じ意識から、照古王を第5代肖古王、横刀を七枝刀にあたるものとして、次のとおり、神功紀五十五年の肖古王の死亡記事の前、神功紀五十二年に七枝刀の記事を入れたのではないかと思います。肖古王が生存していなければ七枝刀を贈ることができないので、肖古王が死ぬ前に七枝刀の記事を入れたわけです。

五十二年秋九月丁卯朔丙子久氏等從千熊長彦 詣之則獻七枝刀一口七子鏡一面及種種重寶

(神功撰政五十二年秋九月)

**五十二年の秋九月の丁卯の朔丙子に、久臣等は千熊長彦に従いて詣り、則ち七枝刀一口七子鏡一面、及び種種の重寶を獻る。**

五十五年百濟肖古王薨 (神功撰政五十五年)

**五十五年に百濟の肖古王が薨ず。**

この肖古王は、第5代の肖古王(在位：166～214年)か、又は同名の王の区別の為に「近」の文字が頭に付される第13代の近肖古王(在位：346～375年)か、そのどちらかです。

『梁書』倭伝に、次の記事があります。

漢靈帝光和中倭國亂 相攻伐歷年 乃共立一女子卑彌呼爲王

**後漢の靈帝の光和中、倭国乱れ相攻伐し年を経て、一女子、卑彌呼を共立し王と爲す。**

『梁書』倭伝では、卑彌呼が共立された時期を、光和年間(178～184年)とされます。神功皇后を卑彌呼として捉えている書紀編者は、この時代には、第5代の肖古王が百濟王として在位していたと理解して記述したのでしょう。そして、先に述べたように、肖古王が存命中に、横刀貢上の記事をいれたのです。

しかしながら、第5代の肖古王が亡くなる年代の方が、正始四年(243年)より時期が古いのですが、書紀編者は混乱しており、正始四年(243年)の記事の後に、第5代の肖古王死亡記事をおいています。さらに神功四十三年に正始四年(243年)の記事と、神功六十六年に晉武帝泰初二年(266年)の記事の間に、肖古王と貴須王を始め、枕流王、辰斯王、阿花王の記事(375～385年)を挟んでいます。

ここでは、肖古王と貴須王に続いて枕流王、辰斯王、阿花王の記事が連続して記述されており、枕流王が第15代の王位を継承していることから、この肖古王と貴須王は、第13代、第14代でなければなりません。

ところが、第13代近肖古王や第14代貴須王の時代は、神功四十三年の正始四年や神功六十六年の晉武帝泰初二年の時期と比べて1世紀以上も後の時代です。大きく時代が離れていま

す。これはどうしたことでしょう。この混乱の原因は、肖古王、貴須王の同名の王が、第5、6代と第13、14代に重複していることにあります。書紀編者は、第5代、第6代に、第13代、第14代を重ね合わせ、その次に、第15代、第16代、第17代を続けたようです。混乱のそもそもの原因は、百濟王の継承系譜に混乱が見られることによるものであろうと思います。

いずれにしても、肖古王の時代に、横刀、大鏡、雌雄の馬が百濟から贈られたとする伝承があったことに間違いはないでしょう。

ただし、横刀は、刀身を鞘に入れて刃を下に向け腰につるす太刀のことです。これに対して、七支刀は、たいへん特異な形状を持ち通常では鞘に収めることもできませんし、脇につるすことも困難ですから、全く別の刀と考えるべきでしょう。特徴ある七支刀を単なる横刀と同一のものとして捉えるのは、相当に無理があります。もし、七支刀を応神記で表現するのであれば、少なくとも横刀ではなく、それとわかるように記述するでしょう。

したがって、この横刀の伝承から、ただちに、七支刀が贈られたのは、肖古王の時代であるとはいえません。むしろ、『古事記』では七枝刀とわかる記述になっていないことから、肖古王とは全く関係がないことが示されているのでしょうか。

さて、『古事記』の応神記にある横刀の記事と雌雄の馬の貢上記事について、『日本書紀』では、それぞれを分けて記述しました。それは、どんな理由からでしょうか。私は、つぎのように考えます。七枝刀貢上記事を神功撰政五十二年にしたのは、特異な形状の七枝刀が卑彌呼の鬼道に通じるとの考えがあったのではないのでしょうか。すなわち神功皇后の時代にふさわしい贈り物であると考えられたのでしょうか。そして、第5代肖古王が亡くなる以前、肖古王の治世に七枝刀の記事が無ければなりませんから、神功撰政五十五年の肖古王死亡記事以前に七枝刀貢上記事を入れて、時期の順序について、つじ

つまを合わせたのです。

本来、二匹の馬の貢上こうじょうについても、七枝刀貢上こうじょう記事と同じ時期に記述しなければなりません。しかしながら、馬の貢上こうじょう記事は、応神紀十五年に記述されています。

これは書紀編者が七枝刀と馬の貢上こうじょう記事を二つの時期に分け、七枝刀の記事を応神紀から神功紀に移動させたので、馬の貢上こうじょう記事は、**応神記**に記述されたのと同様に、**応神紀**に残されたままになったということです。

十五年秋八月壬戌朔丁卯 百濟王遣阿直伎  
貢良馬二匹 (応神紀十五年)

十五年秋八月、壬戌朔の丁卯に、百濟王は阿直伎を遣わし良馬二匹を貢ぐ。

この応神十五年は、西暦284年、若しくは、「干支二連繰り下げ」説により120年を加えた404年ということになります。ということは、第13代近肖古王クンチョコの治世は、346～375年であり、時期が合いません。しかしながら、通説では、**応神十五年の百濟王を第13代近肖古王クンチョコとして疑わないのです。**

系統の違う記録や伝承を調整し、繋げて書紀を編纂したため、短期間の時期の後先については、うまく調整されていますが、大きな時期については、つじつまが合わなくなったと考えるのが妥当ではないでしょうか。あちら立てれば、こちらが立たずといった状況でしょうか。

すなわち、七枝刀貢上こうじょう記事も馬の貢上こうじょう記事も肖古王チョゴの治世でなければなりませんから、同時期の記事にするのが普通ですが、二人の肖古王チョゴがいるために、書紀編者は、七枝刀貢上こうじょう記事は、第5代の肖古王が亡くなる直前に記述し、馬の貢上こうじょう記事は、『古事記』と同様に**応神**の治世に記事をあてたということになるでしょう。書紀編者は、可能な限り時期に齟齬がないように整えたつもりなのだと思います。

しかしながら、先に示したとおり、**応神記**の記事にある横刀と、神功紀の七支刀チョゴが同一のものとするには無理がありますので、肖古王チョゴの治世に合わせる必要はなかったということになります。

とすると、七支刀の献上は、西晋の「**泰始**」の時代にこだわる必要はなく、宋の年号の「**泰始**」

である可能性も同等にあります。そのどちらに当たるかは“その2”で示したように、七支刀の裏面に陰刻された「百濟王の世子またおう」が、末多王であると考えられますので、表面にある「泰始四年」の陰刻は、宋の年号であって、468年であると思われます。

次に、象嵌ぞうがんの技術的な面について述べます。象嵌ぞうがんの手法は、まず溝を掘って字を造ります。そこへ金や銀の象嵌線ぞうがんを嵌め、溝の中に象嵌線を叩いて埋めます。最後にヤスリで仕上げます。

時代とともに、当然ながら、技術向上し、より金の純度は高くなり、繊細に象嵌ぞうがんがなされるようになります。

文化財保存科学が専門の奈良大学の西山要一教授は、その論文「古代象嵌銘文太刀の始原に関する総合的研究」(1997～1998年)において、使用されている金の純度について、次のように示されます。

**金象嵌は金の純度が90%以上の場合と、70～80%の場合があり、年代的には古く遡るほどに、地域的には中国に近いほどに純度が高い。**

(<http://kaken.nii.ac.jp/d/p/09610412.en.html>)

東京文化財研究所が、中国の「中平」銘の鉄刀(東大寺山古墳出土)を蛍光エックス線分析で調べた結果、99.3～99.9%で、ほぼ純金で象嵌されたことがわかっています。中平の年号は、184～189年です。また、鉄刀ではありませんが、漢委奴国王印は、95.1%とされます。『後漢書』に光武帝が建武中元二年(57年)に奴国へ賜った印がこれに相当するとされます。また、金の純度が判っている例としては、西安市文物保護考古所蔵の金餅(前2～前1世紀)があり94%とされます。これらの中国製の金製品は、金の純度が90%以上であり、西山氏が言われるとおり、中国で生産された金の純度は、高いと言えるようですが、古い方がわずかながらに純度は低く、新しいほど純度が高い傾向にあるように思われます。A表のとおりです。

A表

区 分	時 代	金の純度
西安市文物保護 考古所蔵の金餅	前2～前1世紀	94%
漢委奴国王印	57年	95.1%
「中平」銘の鉄刀	184～189年	99%以上

また、朝鮮半島や日本列島で製造されたとと思われる刀剣に使われている金は、中国で生産されたものより純度は低いですが、B表に示したとおり、やはり古いほど純度が低く、新しいほど純度が高い傾向にあると思われます。ただ、中国の場合と同様に事例が少ないため、事例数がもう少し増える時期まで結論は待ちたいと思えます。

B表

区 分	時 代	金の純度
湖巖美術館太刀 金象嵌文様	不明	62%
辛亥銘鉄剣 金象嵌銘文	5世紀 (471年)	73%
勝福寺北墳鉄剣 円頭柄頭	6世紀 前葉	78.95%
元岡6号墳庚寅銘大刀 金象嵌銘文	6世紀 (570年)	98%

国立情報学研究所が文部科学省、日本学術振興会と協力して作成・公開している“KAKEN”のデータベースで紹介されている西山氏の論文「古代象嵌銘文太刀の始原に関する総合的研究」の概要に誤りがなければ、「年代的には古く遡るほどに・・・純度が高い」とされます。これに反

して、先に示したとおり中国、朝鮮・日本のそれぞれの地域では、年代的に古く遡るほど純度が低く、新しいほど純度が高いように思われます。

七支刀の<sup>きんぞうがんめい</sup>金象嵌銘の金の純度は、79.2%で、上表の5～6世紀の刀剣と同等の純度であることを踏まえると、通説では「泰■四年」を太和四年と解釈し369年にあたるとして4世紀の刀剣とされますが、4世紀のものというより5世紀以降の鉄剣の可能性が高いと考えた方がよさそうに思います。金の純度からは、268年説や369年説より、私の考えである468年説を支持すると考えます。

七支刀の銘文の文意だけでなく<sup>ぞうがん</sup>象嵌の技術からも、七支刀は、5～6世紀の可能性が高いといえるのではないかと思います。推測されていた時期より、やや新しいと考えるべきでしょう。

また、知りうる事例数がたいへん少ないので、一概には言えませんが、C表のとおり、朝鮮半島や日本列島で製造されたとと思われる刀剣の<sup>ぞうがん</sup>象嵌線の幅については、細かい細工を施すためか、新しくなるほど細くなる傾向にあるようです。

C表

区 分	時代	象嵌線の幅
辛亥銘鉄剣 (金象嵌)	5世紀 (471年)	mm 0.8～1.0
額田部臣銘大刀 (銀象嵌)	6世紀 後半	mm 0.7～1.2
箕谷2号墳戊辰銘大刀 (銅象嵌)	7世紀 (608年)	mm 0.3～0.5

七支刀の象嵌線の幅は、0.4～0.5mmですので、6～7世紀に相当するほどの技術で造られたことになるでしょう。象嵌線の幅の状況からも、七支刀は通説より新しいものであることを示唆しているように思います。

書きすると、D表のとおりです。

朝鮮半島や日本における古代の鉄の製錬法は、鉄鉱石と木炭を混ぜて高温で熱することにより鉄中に炭素を入れることで、融点を下げ、低い温度で熔融させる方法です。この場合、製錬で作られた鉄塊は、熱する温度の高さや、炭素の量などにより、炭素量の異なる場所が生じるので、これを区分して、精製しないと鉄素材として使えません。また、製錬鉄塊は、鍛冶加工が必要ですが、とりわけ炭素含有量の高い銑鉄は脆いため、そのままでは鍛冶加工はできません。したがって、製錬といっても状況によって複雑であり、大変難しい技術を必要とされます。加耶の精錬や「たたら」が秘技とされてきたのはこのためと考えられます。

鑄造は、鉄を融点よりも高い温度で熱して液体にしたあと、型に流し込み、冷やして目的の形状に固める加工法です。これに対して鍛造は、鉄を叩いて圧力を加える事で、内部の空隙をつぶし強度を高めると共に形状を成形する加工法です。

通常、刀は叩いて造る鍛造法であり、一般的には七支刀も鍛造法で造られたとされますが、七支刀のように曲線が多い刀を鍛造法で造ることは難しいので、私は銅鐸や銅鏡のように型に流し込んで造る鑄造法の可能性が高いのではないかと考えています。というのも、七支刀は、武器としての固い強度を求められるものではなく、金象嵌銘文を陰刻するための柔らかさが必要ですので、鍛造法よりも鑄造法が適していると考えられます。

さて、象嵌の成分などについては、西山要一氏の論考「東アジアの古代象嵌銘文大刀」に要領よくまとめられており、参考にさせていただきました。ただ、この中で象嵌の成分について、「金象嵌の場合は金濃度が90%以上、80%前後、70数%の3種類の金線が使われていて、中国または中国に近い地域程に金の純度が高いことが判る(表5)」とされます。そこで表5を眺めると、金象嵌であって金の純度がわかる例は、七支刀、辛亥銘鉄剣、三寅釵、勝福寺古墳北墳円頭柄頭(以下、勝福寺柄頭という。)、中国・帯鉤2、中国・帯鉤3の6点であり、これを抜き

D表

	名 称	金の純度	製作地	時 期
a	七支刀	79.2%	百濟	4世紀
b	辛亥銘鉄剣	73%	日本	5世紀
c	三寅釵	96~97%	?	8世紀
d	勝福寺柄頭	78.95%	日本	6世紀
e	中国・帯鉤2	54.22%	中国	戦国~漢
f	中国・帯鉤3	78.79%	中国	戦国~漢

注. 帯鉤とは、帯留めの金具のこと。  
戦国~漢は、前403年から220年まで。

この表から、確かにcは90%以上、aやdやfは80%前後、bは70数%にあたるのでしょう。ただ、cは製作地が「?」とされ中国に近いのか遠いのか不明です。また、aとdとfについては、ほぼ同じ純度ですが、aが百濟製、dが日本製、fは中国製とあり、地域がバラバラです。これで、「中国または中国に近い地域程に金の純度が高いことが判る」といえるのでしょうか。私には、金の純度の分析と考察結果に隔たりがあるように思われます。

また、この西山氏の論考で気になったことがあります。鉄刀銘文の読解について、断定的すぎるのではないかとされる点です。

たとえば、江田船山古墳の鉄剣について「紀年は記されていないが、辛亥銘鉄剣と同じ獲加多支鹵大王の名が見られることから5世紀後半のこととみられる。」と記述され、江田船山古墳の鉄剣には「獲加多支鹵大王」の名があるとされますが、「獲■■■鹵大王」と解読できるのみで、しかも「獲」や「鹵」の文字も厳密には異なる字であろうと思われます。したがって、埼玉稲荷山古墳の辛亥銘鉄剣と江田船山古墳の鉄剣に刻まれた陰刻が共に「獲加多支鹵大王」で



あると、決めつけた記述の方法は問題ではないでしょうか。

私は、そもそも銘文を読解する前に、象眼のスタイルや出土状況の違いを認識する必要があるのではないかと思います。象眼の位置については、辛亥銘鉄剣の銘文が刀身の表裏に刻まれているのに対して、江田船山古墳の銘文は、中国の銘文大刀の伝統的な位置である刀背に象嵌されています。基本的に象嵌の位置が全く異なっており同一性がありません。また、辛亥銘鉄剣は、5世紀に築造と考えられている円墳の埼玉稲荷山古墳からの出土で、合葬された中央木棺と北木棺のうち副棺といえる北木棺から出土した刀剣であるのに対して、江田船山鉄剣は、合葬ではなく、5世紀末から6世紀初頭に築造されたと推測される方円墳（いわゆる前方後円墳のこと。以下方円墳という。）の横口式家型石棺の中から出土したものです。これらの象嵌方法や出土状況などの基本的な違いを前提にすれば、ただちに「辛亥銘鉄剣と同じ獲加多支鹵大王の名」として、断定的に記述することに慎重でなければならないと思います。

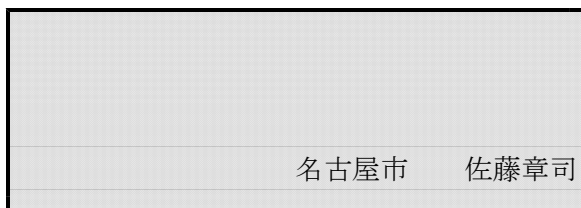
さらに、西山氏の論考における「七支刀」の項目において、『日本書紀』神功皇后摂政五十二年の條について言及されています。その引用文で七支刀は書紀では「七枝刀」と記述されていますが、西山氏は「則獻七支刀一口」と間違っ

て記述するなど、重要な部分での注意深さがな

いように思います。

保存科学の専門家である西山要一氏が、この論文をまとめられたことに敬意を表しますが、論文の内容については、慎重さという点で不満が残ります。

(つづく)



「飛鳥淨御原宮天皇」は大和王朝の天皇ではなくて、九州王朝の天皇であると、拙著「飛鳥淨御原宮と天皇の称号（薬師寺は九州王朝が建立）」（『東海の古代』第156号 平成25年8月）で論じたが、『日本書紀』天武10年條の飛鳥淨御原律令制定記事や同年の『日本書紀』・『古事記』の歴史編纂記事も同様に九州王朝が実施したもので、それを盗用し編集し直したものであるとの結論を得たので以下に報告する。

- (1) 天武10年（681年）2月25日条  
天皇・皇后ご一緒に大極殿にお出ましになり、親王・諸王及び諸臣を召して詔し、「自分は今ここに律令を定め、法式を改めたいと思う。それ故皆この事に取りかかるように。しかし急にこれのみを仕事とすれば、公事を欠くことがあろうから、分担して行うようにせよ」といわれた。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、286頁）

- (2) 持統3年（689年）6月29日条  
中央の諸官司に令一部二十二巻を、分け下し賜わった。（講談社学術文庫『日本書紀』下、322頁）

(1)、(2)とも異常とも思えるほどに「飛鳥淨御原令」について簡単に記している。681年に始まり8年後の689年に完成したようであるが、令の内容は、この『日本書紀』の記述からは何もうかがい知ることにはできない。

又、律令という内容からも、中国文明に直接接触した遣唐使の一員として学生や学問僧出身のかなりの知識を持った人物がこれらの作業にあたったであろうが、実務を担った人物の名前すら記載されていない。

又、大宝元年に約9か月間で早々に「飛鳥淨御原の朝廷の制定した令」を基本として大宝令が作られた。このことから、飛鳥淨御原令はかなり精緻であったと思われるが、『日本書紀』編纂者は、その内容・参加した人物等を含めて「九州王朝隠し」の意図を持って大幅にカットして編纂さ

れている。

飛鳥淨御原宮天皇とは、拙著「飛鳥淨御原宮と天皇の称号」で倭国すなわち九州王朝の天皇であると論証したが、「令一部二十二卷」も、又九州王朝の(律)令ということになる。

(3) 文武4年(700年)6月17日条  
淨大参の刑部親王、直広菴の藤原朝臣不比等、直大弐の粟田朝臣真人、直広参の下毛野朝臣古麻呂、直広肆の伊岐連博徳・伊余部連馬養、勤大菴の薩弘格、勤広参の土師部宿禰甥、勤大肆の坂合部宿禰唐、務大菴の白猪史骨・追大菴の黄文連備・田辺史百枝・道君首名・狭井宿禰尺麻呂・追大菴の鍛造大角・進大菴の額田部林・進大弐の田辺史首名・山口伊美岐大麻呂・直広肆の調伊美伎老人らに勅して、律令を撰定させられた。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、31頁)

これらのメンバーは冠位48階(注1)を持つ九州王朝の臣下である粟田朝臣真人(注2)・下毛野朝臣古麻呂・伊岐連博徳・伊余部連馬養・薩弘格(注3)・土師部宿禰・坂合部宿禰唐・白猪史骨・黄文連備・田辺史百枝・道君首名・狭井宿禰尺麻呂・鍛造大角・額田部林・田辺史首名・山口伊美岐大麻呂・調伊美伎老人……と大和王朝側(刑部親王・藤原不比等……)の上層部に大和王朝側の人物を配し、実務担当者側には律令に詳しい九州王朝側の中枢部にいた人物を外し、構成した。真新しく出来た新益京の朝堂院での合同作業だったはずだ。

(4) 大宝元年(701年)8月3日条  
三品の刑部親王・正三位の藤原朝臣不比等・従四位下の下毛野朝臣古麻呂・従五位下の伊岐連博徳・従五位の下伊予部連馬養らに命じて、大宝律令を撰定させていたが、ここに初めて完成した。大略は飛鳥淨御原の朝廷の制度を基本とした。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、43頁)

原文は

……撰定律令 於是始成 大略以淨御原朝廷為准正 (ルビ●は佐藤が加筆した)

である。

この仕事に携わった官人に、身分に応じて碌を

賜わった。

この「始」については、九州王朝の滅亡で大和王朝へ王朝が交代したことから、大和王朝にとっては、大宝律令が「始」めての律令であることを表現しているのであろう。すなわち、それ以前の飛鳥淨御原令は九州王朝の制定した制度ということになる。この後、下毛野朝臣古麻呂を中心に実務派が大和朝廷の中枢の人物達に律令を講釈し又、各方面に使者を派遣してこの大宝令に基づいて政治が行われることを説明している。

なお、この律令の仕事に従事した下毛野古麻呂・伊岐連博徳・伊予部連馬養らは、九州王朝滅亡後、大和王朝に仕えたということになる。

天武10年(681年)3月17日条

天皇は大極殿にお出ましになり、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大島・大山下平群臣子首の12人に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し校定させられた。大島・子首が自ら筆をとって記した。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、286頁)

さて、上の記事を検証すると

- ①大錦下・小錦中・小錦下・大山上・大山下等の冠位は九州王朝の冠位制度であって、帝紀や上古の諸事の歴史編纂作業に参加した人物は九州王朝サイドに立った人物である。
- ②上毛野君三千、阿曇連稻敷は九州王朝主導で行われた百済救援のために派兵された上毛野君稚子や阿曇比羅夫連と同族の人物であろうし、この百済救援に大和王朝の天智天皇は母親である斉明天皇の死を理由に筑紫の戦線を離脱し、大和に帰還した後再び筑紫に戻った形跡はない。すなわち天智天皇は百済救援や白村江の海戦には参戦していないのだ。
- ③小錦中忌部連首・大山上中臣連大島は、天武天皇2年12月5日に行われた大嘗祭の儀式を執り行った人物であろうが、天武天皇は大嘗祭を主催したのではなく、飛鳥淨御原宮で

統治した九州王朝の天皇の大嘗祭に参列したのである。

- ④持統天皇5年9月9日のこととして「浄大参皇子川嶋が薨じた」との記述があり、同記事が『万葉集』卷二195番歌左注にもある。或本に曰く、河島皇子を越智野に葬りし時 …… 日本紀に曰く、朱鳥5年辛卯、秋9月己巳朔丁丑、浄大参皇子川嶋薨りましきといへり

(岩波文庫『新訓 万葉集』上巻、90頁)

上の『万葉集』記述の『日本紀』や「朱鳥年号」、「浄大参の冠位」(拙著「九州王朝の『評と冠位』考」参照、『東海の古代』第150号〈平成25年2月〉)等いずれも九州王朝の制定したものであり川島皇子は九州王朝の皇子(『日本書紀』では父は天智天皇、母は忍海色夫古娘とある)ということになる。亡くなった場所の越智野は九州王朝の行宮のあった越智国かりみやの現西条市近辺ではなかったか。

①～④までを合わせて考察すると、天武10年(681年)3月17日条の歴史編纂記事は、九州王朝の史書『日本紀』からの盗用記事ということになるが、九州王朝の中枢を担ったであろう人物の名前は大幅にカットされている。

上の記事をもって、『古事記』あるいは『日本書紀』編纂のスタートとし、『日本書紀』の編纂に40年を要したとする考え方があがるが、これは違う。この間に「九州王朝の滅亡」という大事件と『日本書紀』に先だって九州王朝の史書(『日本紀』であろうと思う。)の歴史編纂があったことを視野に入れないと、日本古代史の真相が見えてこないだろう。

#### (注1) 冠位48階

九州王朝の制定した制度。拙著「九州王朝の『評と冠位』考」(『東海の古代』150号 平成25年2月)を参照されたい。

#### (注2) 粟田朝臣真人

『続日本紀』大宝2年5月21日條に 天皇は、従三位の大伴宿禰安麻呂・正四位下の粟田朝臣真人・従四位上の高向朝臣麻呂・従四位下下毛野朝臣古麻呂・小野朝臣毛野に詔して、朝廷の政治に参加させられた

(講談社学術文庫『続日本紀』上、50・51頁)

とあり、この時からが、九州王朝の重臣を離れ、大和朝廷での実際の政治参加であろうから、上の律令選定や遣唐使の派遣にあたって九州王朝での遣唐使の経験を積んだことを考慮して、選ばれて任命されたのだろう。こうして大和王朝にも仕えることとなった。他の大伴・高向・下毛野・小野もこの時からの政治参加である。九州王朝を見限るにはこの程度(2年5カ月程)の時間を必要としたのであろう。

#### (注3) 薩弘格

天智2年2月條に

(百濟の)佐平福信が、唐の捕虜、続守言らを届けてきた。(講談社学術文庫『日本書紀』下、223頁)と『日本書紀』は記し、唐・新羅対百濟・倭国の戦いでの捕虜であるから届先は九州王朝に間違いはない。

また持統6年12月14日條には 音博士<sup>しよくしゅげん さつこうかく</sup>続守言・薩弘格にそれぞれ水田四町を賜わった。(講談社学術文庫『日本書紀』下、236頁)とも、あつて倭国の地で知遇を得ていった。しかも文武4年6月には律令の撰定作業にも参加するようになった。この時の勤大老の冠位は臣下である冠位48階の上から17位である。すなわち、<sup>しよくしゅげん さつこうかく</sup>続守言・薩弘格の記事からも九州王朝の存在が実証できる。

## 8

#### 瀬戸市 林 伸禧

推古18年(610年)條での新羅・任那使人についての歓迎状況に様々な疑問がある。

- ① 使人は、推古18年7月に「筑紫」へ到着したのみの記述である。  
何のための日本に来たか? 祝賀、朝貢?
- ② 推古は、使人を9月に召す(よび寄せる、取り寄せる、招く)と、わざわざ呼んでゐる。それも、筑紫に到着してから2ヶ月後である。
- ③ 使人の歓迎は相当なものである。

また、推古29年條で新羅が上表をたてまつることは、このときから始まったとしているが、推古8年是年條に上表したとしている。

以上の記述から、推古18年以前の新羅・任那に関する記事は、近畿天皇家の事柄ではないのではないかと述べた。

名古屋市 佐藤章司

「那須国造碑文」・「小野毛人墓誌銘」・「薬師寺東塔擦銘」・「野中寺弥勒菩薩立蔵台座銘文」等の銘文の検証から、飛鳥浄御原宮天皇は天武天皇を指さず九州王朝の天皇であるとし、九州王朝の滅亡によって、文武天皇がその天皇位を引き継いだとの結論を得た。

『日本書紀』の記述からも、天武紀は大和王朝の大王と九州王朝の天皇の人格が混在して記述されている。例えば、天武紀に記述する、八色の姓、「壬申の乱」の論功行賞、新位階制の冠位制度、等は九州王朝の天皇が実施したものであるがそれを盗用したと述べた。

名古屋市 石田敬一

『魏書』、『宋書』、『南史』、それぞれの高句麗伝と百濟伝、さらに『宋書』倭國伝、『古事記』の**応神記**、『日本書紀』の神功紀と応神紀の記事を分析し、七支刀の「泰■」は「泰始」であると推測した。

とりわけ、「泰始」の推測にあたり、神功六十六年の記事に、存在しない年号「泰初」が記述された理由について分析したこと、また、『晋書』には、103カ所に正式な年号の「太和」が例外なく使われ「泰和」は無いことを示したところが、これまでになく新しい論拠である。

名古屋市 石田敬一

3年ほど前から新幹線車内誌「ひととき」に古代史紀行が掲載されている。2013年7月号には、表題のタイトルで紀行文が掲載されている。文を書かれている酒井香代さんは、古代

史の専門家では無いと思われるが、小野妹子に関わる疑問を冷静に捉えられている。この酒井さんの文は現代の学説をよく調べられており一般常識的な思考と思われる。しかし、古田史学では常識である、小野妹子が遣唐使であることや、『隋書』では倭ではなく倭であることについては触れられていない。

古田史学をわかりやすく広めていく努力が必要である戒めとして紹介した。

## 9月例会予定

日時：9月15日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

## 今後の予定

10月例会：10月20日（日）名古屋市市政資料館

11月例会：11月24日（日）

例会は、10月は 11月は  
です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」ご用意願います。